

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次

規則	ページ
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	1
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1

規 則

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年7月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第69号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第279条第1項中「、産業連携推進官」を削る。

第307条第1項の表産業連携推進官の項を削る。

第309条の表部の項中「産業連携推進官（産業振興推進部に限る。）」を削る。

附 則

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

~~~~~

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年7月31日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第70号

#### 高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の(4)のアの項、3の(7)のアの項、3の(8)のアの項、3の(8)のイの項、3の(10)のアの(ア)の項、3の(10)のアの(イ)の項、3の(10)のイの(ア)の項及び3の(10)のイの(イ)の項中「、部局長及び産業連携推進官」を「及び部局長」に改め、同表備考2中「及び産業連携推進官」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成21年8月1日から施行する。